

166
180

觀世音菩薩

親の世々六毒の世達

○普門品の大意

大悲觀世音の應現利益は、一處どてて至らざるはなし、而して此菩薩の慈悲は娑婆世界の衆生を深く因縁ももて、

救苦與樂の利益を興へ玉ふと猶ほ響きの聲に應ざるが如し

普門菩薩は眞觀兩儀を以て此土の衆生を濟度し玉ふと其冥益は、七難に罹る者をも

普く出世微妙の法を授け、三毒を轉じて三智と爲し、速かに佛陀の妙果に至るを得

せしむ、是れ施無畏者が深重の誓願にして、娑婆世界に於て、苦の衆生を憐愍し利益

を施し玉ふものなり、佛も觀世音菩薩はもと正明法如來と申す報身の佛にてましませ

せり、衆生として接音現樂ならしめん爲、妙覺を辭し菩薩の位に即て、よく世間の苦

を救ひ玉ふの御名なり、約て云は觀はみるどもさくとも通ず、世は世間の事、音はこ

ゑども讀む故に、世間の人、此佛を信する音を聞て、則ちその心を察して、其諸願を

充しめ玉ふと也、また御手に蓮華をもち、寶冠に彌陀を戴き玉ふは、蓮華は次に云ふ

○普門品大意

蓮華經の意なり。觀音は因の菩薩、彌陀は果の如來とす。即ち花と實との如し。されば彌陀、觀音同一體の義を表し、華と實は實を生ず。故に惡をなせば惡報來り、善をなせば善報來るよしを明じ玉ふなり。普門品とは此經の名目なれど、その意を解は、普はあまねくと讀み、門はかどとよむ。普は世間の苦を救ひ給ふ經の門口と云義なり。それ觀音經は、妙法蓮華經二十八品のうち第三十五にあたる。まづかの經二十八品といふは、第一序品、第二方便品、第三譬喻品、第四信解品、第五藥草喻品、第六授記品、第七化從喻品、第八五百弟子授記品、第九授學無學人記品、第十法師品、第十一見寶塔品、第十二提婆達多品、第十三勸持品、第十四安樂行品、第十五從地涌出品、第十六如來壽量品、第十七分別功德品、第十八隨喜功德品、第十九法師功德品、第二十常不經菩薩品、第二十一如來神方品、第二十二囑累品、第二十三藥王菩薩本事品、第二十四妙音菩薩品、第二十五觀世音菩薩普門品、第二十六陀羅尼品、第二十七妙莊嚴王本事品、第二十八普賢菩薩觀發品、是を法華經八の卷とす。元來法華經の卷數は廣大にして、千六里の地は布充る許なるを、羅什三藏その肝要なる所を摘で二十八品

我なしたりといふ。抑この經は諸經の最第一にして、この經文を受持するときは、願圓滿、災難消除、諸願滿足、如意吉祥なるを觀はうつる影の如し。就中この普門品、その中の隨一とす。その故は四要文とて肝心の要文四品あり、是を人の身に感へて、方便品第四を心とし、壽量品第十六を命とし、安樂行品第十四を眼とし、普門品第二十九を咽喉とす。さればこの四つの品みな人身の肝要にして一ツも缺ては活べからず、そのうち別て肝要なるは普門品の咽喉なり。人肺今日食をもつて本とす。若咽喉塞がる時は食は腹中に送るによしなし、食腹中に天されば心目用を辨すべからず。壽も隨て盡ぬべし。心、を以て普門品は最第一なる經王のうち、また最勝といふべきのみ、故にその无量无边實に限りなき功德のほどを、國字書にして解し易くし一切の衆生をしてその信を益しめんとす。

◎妙法蓮華經觀世音菩薩普門品第廿五

爾時に無盡意菩薩、即ち從座起て、偏に右の肩を袒て、合掌し、佛に向ひたてまつりて、是の言を作さく、世尊、觀世音菩薩は、何の因縁を以てか、觀世音と名けたてまつ

つるや、佛無盡意菩薩に告たすはく、善男子、もし無量の百千萬億の衆生ありて、諸の苦惱を受んに、是觀世音菩薩をさして、一心に名を稱へば、觀世音菩薩、即時に其音聲を觀じて、皆な解脱することを得せしめん、もし是の觀世音菩薩の、名を持ことあらん者は、たとひ大火に入とも、火も燒こと能はず、是菩薩の威神力に由るがゆゑなり、もし大水のために漂されんに、其名號を稱へば、即ち淺き處を得ん、もし百千萬億の衆生ありて、金銀、瑠璃、陣磔、瑪瑙、珊瑚、琥珀、眞珠等の、寶を求むが爲に、大海に入んに、假使黒風、其船舫を吹て、羅刹鬼の國に飄墮すとも、其中に若乃至一人にても、觀世音菩薩の名を稱ふる者有ば、是諸人等、皆羅刹之難を解脱することを得ん、是因縁を以て、觀世音と名づく、若復人ありて、當に害せらるべきに隨て、觀世音菩薩の名を稱者、彼執どころの刀杖、尋で段々に壞て、解脱を得ん、若三千大千國土の中に滿らん、夜叉、羅刹來て、人を惱さんと欲に、其觀世音菩薩の名を稱るを聞者、是の諸々の惡鬼、尙し惡眼を以つて之を視とだも能はず、況や復害を加んや、假ひ復人有て、若は罪あり、若は罪無きに、杻、械、枷、鎖に、其身を檢繫せられん

に、觀世音菩薩の名を稱へば、皆悉く斷壞して即ち解脱することを得ん若し三千大千國土の中に滿る、怨賊有に、一人の商ありて、諸の商人を將て、重寶を濟持して、險路を經過せんに、其中に一人、是唱を作て言、諸々の善男子恐怖を得こと勿れ、汝等、當に一心に觀世音菩薩の名號を稱へたてまつるべし、是菩薩は、能無畏を以て、衆生に施したまふ、汝等若し名を稱へば、此怨賊に於て、當に解脱することを得べしと、衆の商人聞て、俱に聲を發して、南無觀世音菩薩と云ん、其名を稱ふるが故に、即解脱することを得ん、無盡意、觀世音菩薩、摩訶薩の威神之力、巍巍たる如是、若衆生有て、淫欲多からんに、常に念じて、觀世音菩薩を恭敬せば、便欲を離ことを得ん、若瞋意多からんに、つねに念じて、觀世音菩薩を恭敬せば、便瞋を離ことを得ん、若多からんに、常に念じて、觀世音菩薩を恭敬せば、便世を離ことを得ん、無盡意、觀世音菩薩は、如是等の、大威神力ありて、饒益する所多し、是故に衆生、常に心に念すべし、若女人ありて、假令男を求んと欲して、觀世音菩薩を禮拜し、供養せば、便ち彌德智慧の男を生せん、假ひ女を求んと欲せば、便ち端正有相之女の、宿徳本を植

衆人に愛敬せらるゝを生ぜん、無盡意、觀世音菩薩は、如是の力あり、若し衆生有て、觀世音菩薩を、恭敬し禮拜せば、福、唐捐ならず、是故に衆生、皆觀世音菩薩の名號を受持すべし、無盡意、若人ありて、六十二億、恒河沙の菩薩の名號を受持し、復形を盡すまで、飲食、衣服、夜具、醫藥を供養せば、汝が意に於て云何、是善男子、善女人の功德は、多や、否や無盡意の言さく、甚はだ多し、世尊、佛の言、若復人ありて、觀世音菩薩の名號を受持し、乃至一時も禮拜し、供養せば、是二人の福、正等にして異ことなし百千萬億劫に於て、窮盡べからず、無盡意、觀世音菩薩の名號を受持せば、是の如きの、無量無邊の、福德の利を得ん。無盡意菩薩、佛にまうして、言世尊、觀世音菩薩は、云何が、此娑婆世界に遊たまひ、云何してか衆生の爲に、法を説たまふ、方便の力、其事云何、佛、無盡意菩薩に告たまはく、善男子、若國土の衆生有て、佛身をもちて、得度すべき者には、觀世音菩薩、即ち佛身を現じて、爲に法を説、辟支佛の身を以て得度すべき者には、即ち辟支佛の身を現じて爲に法を説、聲聞の身を以て、得度すべき者には、即ち聲聞の身を現じて、爲に法を説く梵王身を以つて、

得度すべき者には、即ち梵王の身を現じて爲に法を説く、帝釋の身を以て、得度すべき者には、即ち帝釋の身を現じて爲に法を説く、自在天の身をもちて、得度すべき者は、即ち自在天の身を現じて、爲に法を説く、大自在天の身を以て、得度すべき者には、即ち大自在天の身を現じて爲に法を説く、天大將軍の身を以て、得度すべき者には、即ち天大將軍の身を現じて、爲に法を説く、毘沙門の身を以て、得度すべき者には、即ち毘沙門の身を現じて爲に法を説く、小王の身を以て、得度すべき者には、即ち小王の身を現じて、爲に法を説く、長者の身を以て得度すべき者には、即ち長者の身を現じて、爲に法を説く、居士の身を以て、得度すべき者には、即ち居士の身を現じて、爲に法を説く、宰官の身を以て、得度すべき者には、即ち宰官の身を現じて、爲に法を説く、羅門の身を以て得度すべき者には、即ち婆羅門の身を現じて、爲に法を説く、比丘、比丘尼、優婆塞、優婆夷の身を現じて、爲に法を説く、長者居士、宰官、婆羅門、婦女の身を以て、得度すべき者には、即ち婦女の身を現じて、爲に法を説く、童男童女の身を以て、得度すべき者

には即ち、童男童女の身を現じて、爲に法を説く、天龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽、人、非人等の身を以て得度すべき者には、即ち皆之を現して、爲に法を説く、執金剛神を以て得度すべき者には、即ち執金剛神を現じて、爲に法を説く、無盡意、是觀世音菩薩は、如是の功德を成就し、種々の形を以て諸の國土に遊遊、衆生を度脱す、是故に汝等、當に一心に、觀世音菩薩を供養すべし、是觀世音菩薩、摩訶薩は、怖畏急難の中に於て、よく無畏を施す、是故に此娑婆世界に、皆之を號たてまつりて、施無畏者とす、無盡意菩薩、佛にまうして言さく、世尊、我れ今當に、觀世音菩薩を供養したてまつるべしと、即ち願の、衆の寶珠の瓔珞の、價直百千兩の金なるを解て、もちてこれを與たてまつりて、是言を作く仁者此法施の、珍寶の瓔珞を受たすへ、時に觀世音菩薩、あへて之を受たすはす、無盡意また觀世音菩薩にまうして言く仁者われらを慰がゆゑに、此瓔珞を受たすへ、爾時に佛、觀世音菩薩に告たまはく、當に此無盡意菩薩、あよび四衆、天、龍、夜叉、乾闥婆、阿脩羅、迦樓羅、緊那羅、摩睺羅伽、人、非人等をあわれむが故に、是瓔珞を受べし、即時に觀世音菩薩、もろくの四衆、

ねよび天、龍、人、非人等を慰む、其瓔珞をうけて、分て二分となし、一分は釋迦牟尼佛に奉り、一分は多寶佛塔に奉りたまふ、無盡意、觀世音菩薩は、如是の自在神力ありて、娑婆世界に遊ぶ、爾時に無盡意菩薩、偈をもちて、問たてまつりて曰く、世尊は妙相を具したまへり、我いまかさねて、彼を問たてまつらん、佛子、何の因縁在りてか、名づけて觀世音と爲る、妙相を具したまへる尊、偈をもちて、無盡意に答たまはく、なんぢ觀音の行を聴け、よく諸々の、方所に應じ、弘誓の深き海の如し、劫を歴ども不思議、多千億の佛に侍て、大清淨の願を發せり、我汝が爲に尋して説ん、名を聞、ねよび身を見たてまつり、心に念じて、空しく過ぎざれば、能諸有の苦を滅せん、たどひ害の意を興して、大なる火坑に推落さんに、彼觀音の力を念せば、火の坑變じて池とならん、或は巨海に漂ひ流て、龍魚諸鬼の難あらんに、彼觀音の力を念せば、波浪も没すると能はず或は須彌の峰に在て、人の爲に推墮されんに、彼觀音のちからを念せば、日の如にして、虚空に住せん、あるひは惡人に追れて、金剛山より墮落せんに、彼觀音の力を念せば、一毛をも損ずると能はず、或は怨賊の繞て、各々刀

をとりて、害を加ふるに値に彼観音のちからを念せば、ことごとくすなはち慈心を起さん、或は王難に苦に遭て刑せらるゝに臨の責終んとせん、彼観音の力を念せばつるぎ尋、段々に壞なん、或は枷鎖に囚禁せられて、手足に枷鎖を被んに、彼観音の力を念せば、釋然として、解脱するを得ん呪诅もろくの毒藥にて、身を害せんと所欲もの、彼観音のちからを念せば、遠く本人に著なん、或は惡羅刹、毒龍もろくの鬼等に遇に、彼観音の力を念せば時にことごとく、敢て害せず、若惡獸の圍繞して、利牙爪ありて怖べからんに彼観音の力を念せば疾無邊の方へ走なん蛇蝎をよび蝮蝎氣毒煙火の、燃こどさあらん、彼観音のちからを念せば聲に尋て自ら廻去ん、雲雷鼓掣電し、雷を降し、大なる雨を洩んにかの観音の力を念せば時に應じて、消散するを得ん、衆生困厄を被りて、無量の苦、身を逼んに、觀音妙智の力、よく世間の苦を救ふ、神通力を具足し、廣く智の方便を謝して、十方の諸の國土に、刹として身を現せずといふとなし、種々もろくの惡趣、地獄、鬼、畜生、生老病死は苦以て漸く悉く滅せしむ、眞觀清淨觀、廣大智慧觀、慈觀および慈觀あり、常に願、つねに瞻仰す

べし、無垢清淨の光ありて、慧日諸の闇を破し、能災の風火を伏して、普く明かに世間を照す、悲愍の戒は、雷のごとく震ひ慈愍の妙なると、大なる雲の如し甘露の法雨を洩きて、煩惱の焰を滅除す、諍ひ訟へて官處に經、軍陣の中に、怖畏せんに、彼觀音の力を念せば、諸の怨悉く退散せん、妙音觀世音、梵音海潮音勝彼世間音あり、是故に須く常に念すべし念々に疑を生ずると勿れ、觀世音淨聖は、苦惱死厄に於て、能爲に依怙と作り、一切の功德を具して慈眼をもちて衆生を視す、福聚の海無量なり、是故に頂禮すべし、爾時に持地菩薩、即ち從座起て、前て、佛に申て言さく、世尊若衆生ありて、是觀世音菩薩品の、自在之業、普門示現の、神通力を聞者は、當に知べし、是人は功德少からず、佛、是普門品を説たまふ時、衆中の八萬四千の衆生みな無等々の、阿耨多羅、三藐三菩提心を發しき

○觀音大士十大願

南無大悲觀世音

願我速知一切法

南無大悲觀世音

願我早得智慧眼

南無大悲觀世音

願我速度一切衆

南無大悲觀世音

願我早得善方便

南無大悲觀世音 願我速乘船若船 南無大悲觀世音 願我早得越苦海

南無大悲觀世音 願我速得戒定道 南無大悲觀世音 願我早登涅槃山

南無大悲觀世音 願我速會無為舍 南無大悲觀世音 願我早同法性身

我若刀山に向は、 刀山自ら摧折せん 我若火湯に向は、 火湯自ら消滅せん

我若地獄に向は、 地獄自ら枯竭せん 我若餓鬼に向は、 餓鬼自ら飽滿せん

我若修羅に向は、 惡心自ら翻依せん 我若畜生に向は、 自ら大智慧を得ん

南無大悲觀世音 三遍 南無阿彌陀佛 十遍 南無釋迦牟尼佛 五遍

延命十句觀音經 (高皇觀音經ともいふ)

觀世音、南無佛、與佛有因與佛有緣、佛法僧緣、常樂我淨、朝念觀世音暮念觀世音念、念徒心起、念念不離心、

觀音和讃

歸命頂禮觀世音

十大願の海ぶかく

昔かしは勝寶妙如來

今此娑婆に示現して

未來は光明功德佛

生とし生る者のため

大悲大悲の手を垂て

一の月のうつる如く

種々に濟度を成給ふ

觀恩れいげん新なり

譬へば萬のみず澄て

聞くに法華の普門品

三十三に身をわけて

二求兩願も成就せり

常々菩薩を念すべし

十九の説法有がたく

若し人現世は安穩に

七難三毒みな滅つし

後生も善處と思なば

無量の福德集まりて

畢竟梵音海潮音

切また行者の臨終は

是此菩薩を信せざば

春の晨たに鳴どりも

聞聲悟道の法のこゑ

秋の夕べの虫の音も

實やあをぐも愚なり

童男童女に至るまで

南無大悲觀世音

波に船をいひならん

念々疑ふこゝろなく

隨願往生とけしめり

然れば高きも賤きも

禮拜偈 能禮所禮性空寂

懺悔文 我昔所造諸惡業

自身他身體無二 願共衆生大解脫 發無上意歸三寶

皆由無始貪瞋癡 從身語意之所生 一切我今皆懺悔

○觀音經秘鍵 世尊妙意觀世音金銀座寶之蓮華者歷劫不思議之波立心得之深顯
 弘誓深如海之舟者此來不傾還着於本人之劍以兇俎諸毒藥之病滅念彼觀音之力於合
 爾欲害身之敵滅發大清淨願之漉水者煩惱妄想之垢雪我以汝略說之草木者聞名及見
 身之波種心念不空之風吹者能滅諸有苦之雲晴念念勿生之月明照推落大火之雨降
 者火坑之火消滅即從座起上金以和光垂跡之利物顯雲雷鼓擊雷降雲樹大雨者皆是觀世
 音之佛力也奉唱福聚海無量閻浮檀金之家內皆是法性之春以偈門曰之華開我今重
 問彼之秋露者世尊妙相具之草木宿事无疑生死之病種種因緣之藥給慈眼視衆生福
 聚海無量是故應頂禮念彼觀音力諸願成就皆令滿足急急如律令

右觀音經秘鍵は弘法大師の普門品の内にて肝要の文を抜萃し給ひ秘鍵と号けしを後
 に平家の大將景清の終身讀誦せしにより俗にこれを景清經と云ふと雖も實は弘法大
 師の選なり穴賢

- 三十三體觀音
 - 龍頭觀音 持經觀音 圓光觀音 遊戯觀音
 - 白衣觀音 蓮外觀音 瀧見觀音 施樂觀音 魚籃觀音 德王觀音

- 水月觀音 一葉觀音 青頭觀音 威德觀音 延命觀音 衆生觀音
- 岩戸觀音 能靜觀音 阿耨觀音 阿磨提觀音 葉衣觀音 瑠璃觀音
- 多羅尊觀音 始蚰觀音 六時觀音 普悲觀音 馬郎婦觀音 合掌觀音
- 一如觀音 不二觀音 持蓮觀音 灑水觀音 楊柳觀音
- 七觀音 千手觀音 馬頭觀音 十一面觀音 如意輪觀音 準提觀音
- 不空羅索觀音 聖觀音

○六觀音○十四日 大悲觀音 又は千手に變ず又千手經には不空羅索とも千光眼とも
 名づく、此菩薩を稱念すれば破戒の罪をめつして地獄道の苦をまぬがる、なり○八日
 大慈觀音 又は聖觀音に變ず、此菩薩を稱念すれば慳貪の罪をめつして餓鬼道のくる
 しみを免がる○十五日 獅子無畏觀音又は馬頭に變ず、此菩薩を稱念すれば瞋恚の罪を
 めつして畜生道のくるしみをまぬがる○廿九日 大光普照觀音 又は十一面と變ず、此
 菩薩を稱念すれば散亂の罪をめつして修羅のくるしみをまぬがる○廿三日 天人丈夫觀
 音 又は準提に變ず、此はさつを稱念すれば懈怠の罪をめつして人道のくるしみを

まぬがる○晦日 大梵深遠觀音 又は如意輪に變じ、此菩薩を稱念すれば愚痴の罪

をめぐして天道のくるしみをまぬがる、此六觀音の外に白衣觀音、葉衣觀音、六字觀

音、青頭觀音、多羅觀音、等あり但し彼普門品に説き玉ふ處の觀音は斯のどく六觀音

等の異像異号の差別いまだ分らざる以前惣体の正觀音と心得べきものなり」

○西國巡禮の由來 抑も西國三十三所と云ふ事は何時頃より初まりて、何程の功德あ

る事ぞと尋ぬるに、人皇四十四代元正天皇養老二年戊午二月十五日、長谷寺の開山徳道

上人の閻魔王の仰に依て、初めて中山觀世音を一番として巡禮し給ふ、其後人皇六十

五代花山院と申し奉る帝 紀州熊野へ御參詣ありしより、熊野の那智山を一番の札所

なす事とはなれり、審敷は「觀音靈場記」又は「御詠歌假名抄」等を拜覽せらるべし

○巡禮をするに十種の徳あり○一ツには三惡道に迷はず○二ツには臨終正念なり○三

ツには家に諸佛の影向あり○四ツには六觀音の梵字ひたるにあるべし○五ツには福智

圓滿なるべし○六ツには子孫繁昌す○七ツには一生僧を供養するにあたる○八ツには

補陀落世界に生す○九ツには決定す○十には、諸願成就すべし、又願禮したる人には

十ヶの徳あり、又詠歌をさく時は其十分一の利益を蒙るとなれば常々信心ありて詠歌

をどなふべきなり、○一には、火難水難横死の難盜賊の難をのがれ○二には、惡畜を

く虫すべて獸ものにあひ死する事なし○三には、毒藥無實のなれをまぬがる○四には、

雷電落馬の死をせず○五には、厄難ねつ病すべて流行病をうけず○六には、海川船に

乗て風波の難をまぬがる○七には、壽命長久子孫は九じようを守り給ふ○八には、諸

神諸佛應護し給ふ○九には、諸願成就せむといふとなし○十には、諸の罪障めつして

極樂淨土へむかふべしとの御誓なり

○御詠歌の作者 花山院入覺法皇の一ヶ所に一首つ、奉納の勅吟にして佛眼、性空、

辨光の三大徳の点作になりしものなり

○負摺の解 肩にかけし三幅のさぬは慈悲の三昧として、中は彌陀如來、兩わきは觀

音勢至としたるなり、始終を脊なかに背奉り廻る事なり、さすれば十ヶの功德あるべ

き事なり、願禮の同行五人なれば六人と壹人ツ、増して書とは、負摺を親とも觀音と

も先達ともしてまはる故なり、又兩親ある人は兩脇を赤くするなり、晒白綿又は木綿

にてもよし、仕立様は丈三尺背筋わり、同じ丈の半巾を入れて縫ふなり、襟は一巾四ツ割、わきは着脱の節、袖の通りよき様、ほそ物を縫つけたるがよし、つなぎは三寸ばかりにてよし、又負摺の上に書く文字、納札、笠の上書等は口傳の有る物なれば、僧を頼んで書てもらうをよしとす、秩父、阪東いづれの法の同じ事なり、

○西國三十三所の詠歌及び里程並に本尊(十二ヶ國道法凡二百五十余里)

○第一番 紀伊國牟婁郡 那智山 本尊如意輪 紀三井寺へ四十里

「ふだらくや岸うつ波は三熊野の、那智のお山にひ、く瀧津瀬」

○第二番 紀伊國名草郡 紀三井寺 同 十一面 粉川寺へ六里

「ふる里をばるくこ、に紀三井寺、花の都もちかくなるらん」

○第三番 紀伊國那智郡風市村 粉河寺 同 千手千眼 卷尾寺へ六里

「ち、は、のめぐみの深く粉河寺、佛のちかいたのもしき身や」

○第四番 和泉國仙藥院 卷尾寺 同 千手 藤井寺へ七里

「深山路や檜原まつばらわけゆけば、故の尾寺に駒ぞいさめる」

○第五番 河内國丹南郡 藤井寺 同 十一面千手座像 壺阪寺へ七里

「まいるより頼をかける藤井寺、はなのうてなにひらささの雲」

○第六番 大和國高市郡 壺阪寺 同 千手千眼 岡 寺へ二里

「いねをたて水をた、へて壺阪の、庭のいさごも浄土なるらん」

○第七番 大和國高市郡 岡 寺 本尊如意輪 長谷寺へ三里

「今朝見ればつゆ岡寺の庭の苔、さながら瑠璃の光りなりけり」

○第八番 大和國城上郡豊山 長谷寺 同 十一面 南圓堂へ七里

「幾度もまいるこ、ろははつせ寺、山もちかひも深きたにかわ」

○第九番 大和國添上郡奈良 南圓堂 同 不空絹索 三室戸寺へ十里

「春の日は南圓堂にか、やさて、三笠のやまにはる、うすくも」

○第十番 大和國宇治郡明星山 三室戸寺 同 千手 醍醐寺へ三里

「よもすがら月を三室戸わけ見れば、宇治の川瀬に立はしら浪」

○第十一番 山城國宇治郡 上醍醐寺 同 准提觀音 岩間寺へ五十丁

「逆縁ももらせですくふ願なれば、巡禮とふはたのもしきかな」

○第十二番 近江國志賀郡 岩間寺 同 千手 石山寺へ五十丁

「水かみは何國なるらん岩間寺、さしうつ浪にまつかせのをと」

○第十三番 近江國勢田郡 石山寺 同 如意輪 三井寺へ二里

「後の世をねがふころはかるくとも、佛の誓ひをもさいし山」

○第十四番 近江國志賀郡 三井寺 同 如意輪 新熊野へ三里

「出てゐるや波間の月は三井寺の、鐘のひ、さに明るみつらみ」

○第十五番 山城國洛東 新熊野 本尊十一面 清水寺へ三十丁

「むかしより立どもしらぬ今熊野、佛のちかひあらたなりけり」

○第十六番 京都東山 清水寺 同十一面千手 六波羅へ八丁

「松風やせとはの瀧は清水の、むすぶこ、ろはすすしかるらん」

○第十七番 京都大和小路 六波羅密寺 同十一面 六角堂へ十八丁

「をもくとも五の罪はよもあらじ、六波羅寺をまいる身なれば」

○第十八番 京都頂法寺 六角堂 同如意輪 草堂へ十八丁

「わが思ふこ、ろの中は六の角、た、さるかれと禱るなりけり」

○第十九番 京都行願寺 一條草堂 同千手 善峯寺へ四里

「花を見て今はのそみも草堂の、庭のちくさもさかりなりけり」

○第二十番 山城國乙訓郡西山法華院 善降寺 同千手 穴穂寺へ四里

「野をすすき山路にむこう雨のそら、善峯よりも晴るゆふだち」

○第二十一番 丹波國東田郡僧我部郷 穴穂寺 同聖 總持寺へ六里

「かゝる世に生れおふ身のおなうやと、思わて頼め十聲ひと聲」

○第二十二番 攝津國嶋下郡 總持寺 同千手 勝尾寺へ二里半

「おじなべてたかさいやしき總持寺の、佛の教を頼まぬはなし」

○第二十三番 攝津國豊島郡 勝尾寺 同千手 中山寺へ二里十丁

「重くとも罪には法の勝尾寺、ほどけをたのむ身こそやすけれ」

○第二十四番 攝津國河邊郡紫雲山 中山寺 本尊十一面 新清水へ九里

「野をすすき里をもゆきて中山の、寺をまゐるも後の世のため」

○第二十五番 播磨國賀東郡御嶽山 新清水寺 同十一面 法華寺へ八里

「あわれみやあまねき門を品々ど、なにをか浪のこ、に清みぞ」

○第二十六番 播磨國加西郡 法華山 同千手 書寫山へ六里三丁

「春は花なつはたらばなあきはさく、いつもたへなる法の華山」

○第二十七番 播磨國 書寫山 同如意輪 成相寺へ廿七里

「はるくどのぼれば書寫の山をろし、松の響も御法なるらん」

○第二十八番 丹後國與謝郡世谷山 成相寺 同聖 松尾寺へ十三里

「浪の音まつひのひ、さも成相の、かせ吹き渡るあまのはしたて」

○第二十九番 丹後國青葉山遍照院 松尾寺 同馬頭 竹生島へ十九里半

「其かみも幾代へぬらんためしには、千歳をこ、に松の尾の寺」

○第三十番 近江國淺井郡 竹生島 同千手 長命寺へ十六丁

「月ととも浪間にうかぶ竹生島、船にたからを積こ、ちせよ」

○第三十一番 近江國蒲生郡姉崎耶山 長命寺 同聖 觀音寺へ三里半

「八千歳ややなさに長き命寺、はこぶあゆみのかざしなるらん」

○第三十二番 近江國神崎郡蘆浦石寺村織山觀音寺 本尊 千手 谷汲山へ十九里

「あなとふとみちひさ給る觀音寺、遠き國よりはこぶのゆみを」

○第三十三番 美濃國大野郡 谷汲山 同 十一面 此處納札又をいふるをさむる寺

「今朝までは親とたのみし負摺を、ぬきでとさめる美濃の谷汲」

● 阪東三十三所詠歌及び並に里程本尊(八ヶ國道法凡三百三十餘里)

○第一番 相摸國鎌倉郡杉本寺 二階堂 本尊 十一面 (二番へ半里)

「頼みあるしるしなりけり杉本の、誓ひは末の世にもかはらじ」

○第二番 全 國三浦郡海前山 岩殿寺 同 十一面 (三番へ半里)

「極樂をこ、に三浦の岩殿や、なほゆくすえのたのもしきかな」

「たちよりて天の岩戸を推し開き、佛ををかむみこそたのもし」

○第三番 相摸國鎌倉郡田代堂 安養院 同 千手觀音 (四番へ半里)

「枯きにも花咲くちかひ田代寺、よをのぶつなの跡ぞひさしき」

○第四番 同 郡海光山 長谷寺 同 十一面 (五番へ五里)

「はせ寺へまいりて沖をながむれば、由井のみきはに立は白波」

「ひとたびは誰もあゆみをはせ寺の、誓ひにふけるゆいの遠風」

○第五番 相摸國足柄郡飯泉山 勝福寺 同 十一面 (六番へ九里)

「かなはねばたすけたまへと祈る身に、ふねに寶をつむは飯泉」

「せめてはとさ、くる跡の馬舟に、かすのたからをわかす飯泉」

○第六番 相摸國愛甲郡飯上山 長谷寺 同 十一面大士 (七番へ三里)

「いやま寺たちそめしより盡せぬは、入りあひひよく松風の音」

○第七番 相摸國大住郡金井山 光明寺 同 聖 (八番へ三里)

「なにごどもいまはかないの觀世音、二世安樂とたれか祈らん」

「何ごども祈る願ひのかなひ寺、此世のちの世たのもしきかな」

○第八番 同 國愛甲郡妙法山 星谷寺 同 聖 (九番へ十八里)

「さわりなす迷ひの雲を吹き晴し、月もろどもにをかむ星のや」

○第九番 武藏國比企郡都史山 慈光寺 同 千手 (十番へ四里)

「聞くからに大慈大悲の慈光てら、誓ひもどもにふかさいわ殿」

「たのもしやしのおの山に登り來て、其あかつきのえにし結ば」

○第十番 同 郡岩殿山 正法寺 同 千手 (十一番へ三里)

「後の世のみちをひくみの觀世音、此世をどもにたすけ玉へや」

「詣て來るうき世の人をもらさじと、誓ひのあみをひきの岩殿」

○第十一番 横見郡吉見村 安樂寺 同 聖 (十二番へ三里)

「吉みよと法の岩戸をなし開き、照すめくまのかぎりなきかな」
○第十二番 埼玉郡岩槻村 慈恩寺 尊本 平手 (十三番へ九里)

「慈恩寺へ参る我身もたのもしや、淨い景色を見るにつけても」
「法のはなにはふはやしの寺のいけ、沈むる身さへうがむ七島」
○第十三番 東京金龍山 淺草寺 同 聖 (十四番へ)

「深きとが今よりのちはよもわらじ、罪わと草へ参るみなれば」
「日はくれて野にはふすとも宿かるな、淺草寺の一ツやのうち」
○第十四番 倉岐郡瑞應山 弘明寺 同 十一面 (十五番へ)

「今度は君のをふせの弘明寺へ、江戸しな川をうらに見てゆく」
「ありがたや誓の海をかたむけて、どよと恵にさめるほのやみ」
○第十五番 上野國高崎白岩山 長谷寺 同 十一面 (十六番へ十五里)

「たれもみないのる心は高崎、はつせの誓ひたのもじさかな」
「みなひとのいのる心は白岩の、くらの誓ひのたのもじさかな」
○第十六番 相摸國群馬郡五徳山 水澤寺 同 十聖 (十七番へ二里)

「たのみくる心もさよき水澤の、ふかき願ひをうるなうれしき」
○第十七番 下野國都賀郡出流山 滿願寺 同 十二面 (十八番へ八里)

「古郷をばるくこへ立出る、わかゆく来はいさくなるちん」
○第十八番 同 郡日光山 中禪寺 同 十一面 (十九番へ二十里)

「中禪寺のほりてをかむ水湖の、うたのはまらに立はしらなみ」
「ふだ落やのぼりてをかむ水湖の、さしにたつ木の誓ひ久しき」
○第十九番 下野國河内郡天海山 大谷寺 同 千手 (二十番へ十三里)

「名を聞もめくみ大谷の觀世音、みちびきたまへ知も知らぬも」
「なをさくも深き恵みにをふや寺、いのる信のしるしなるかな」
○第二十番 下野國芳賀郡益子村獨股山 西明寺 同 十一面 (廿一番へ四里半)

「西明寺誓ひをこくにたつぬれば、つひの住家は西どこそさけ」
「たづねくる人に恵みのますこ山、つひの住家にみちびきの寺」
○第二十一番 常陸國久慈郡八溝山 日輪寺 同 十一面 (廿二番へ十八里)

「まよひ身かいまはやみどへ参り来て、佛の誓ひ山もかよやく」
「ふみ迷ひやみどの峰の雲晴て、月のひかりを見るやうれしき」
○第二十二番 久慈郡妙福山 佐竹寺 同 十一面 (廿三番へ十三里)

「いつまでも直なるみよの佐竹寺、法のさかへも限りなきかな」
「すじに千代をこめたる佐竹寺、かすみかくれに見ゆる村松」
○第二十三番 茨城郡佐白山 正福寺 同 千手 (廿四番へ六里)

「はるくと登りてをかむ佐白山、いつもたゑせぬ松風のをど」
○阪東二十三所

二十五

「夢の世のねひりもさめる佐白山、たゑなる法やひとぐ松かせ」

○第二十四番 眞壁郡雨引山 樂法寺 本尊十一面 (廿五番へ四里半)

「常陸なるほとけの山を打こへて、雨引てらといそくこのたび」

○第二十五番 筑波郡筑波山中禪寺 大御堂 同 千手 (廿六番へ三里)

「へたてなきちかひをたれもむをぐべし、佛の道に雨ひくの山」

○第二十六番 筑波郡南明山 清瀧寺 同 聖 (廿七番へ九里)

「おほみどう鐘は筑波の峰に立て、かた夕暮にくにぞこひしき」

○第二十七番 下總國海上郡飯沼山 圓福寺 同 十一面 (廿八番へ廿里)

「わしの山問来てこよにつくばねの、神や佛の御くにぞなる」

○第二十八番 下總國香取郡滑川山 龍正院 同 十一面 (廿九番へ廿一里)

「我こころ今より後わにこらしな、清たき寺へまいるみなれば」

○第二十九番 下總國葛飾郡海上山 千葉寺 同 十一面 (三十番へ)

「たぐひなき恵みをなんと飯沼の、深さちかひは汲ひ人ぞ知る」

○第三十番 上總國望陀郡平野山 高倉寺 同 聖

「法のだねじめじか原にはなよきて、昔も門にははふらばてら」

○第三十一番 上總國垣生郡大悲山 笠 森 同 十一面 (三十一番へ五里半)

「はるくくと登りて拜む高倉や、淵にうつろふあさばなるらん」

○第三十二番 上總國夷隅郡音羽山 清水寺 同 千手 (三十二番へ廿一里)

「日は暮る、雨はふる野にわれ獨り、かゝるたびには頼む笠森」

○第三十三番 安房國長狭郡補陀落山那 吳寺 同 千手

「にぞるとも千ひろのそこは澄にけり、清水寺に結ぶあかをけ」

○第三十四番 秩父三十四所詠歌及ひ里程並に本尊(武藏二郡道法凡廿三里餘)

「比ひる世にたゑなるのりの音羽山、きく来る人のこころ清水」

○第一番 枋谷村誦經山曹洞宗 四萬部寺 同 正 (二番へ廿三丁)

○第二番 山田村大棚山曹洞宗 眞福寺 同 聖 (三番へ廿四丁)

- 「めぐりきてたのみをかけしはたなの、ちかひもふかさたにがはのれと」
- 第三番 山田村岩本山曹洞宗 常泉寺 本尊 聖 (四番へ十二丁)
- 「ふだらくやいはもとでらとどがむべし、みねのまつがせひよくたさつせ」
- 第四番 山田村高谷山曹洞宗 金昌寺 同 十一面 (五番へ十二丁)
- 「あらたかにまいりて拜むくわんせおん、二せおんらくとたれもいのらん」
- 第五番 横瀬村小川山語歌堂臨濟宗長光寺 同 準 提 (六番へ十九丁)
- 「ち、は、のめぐりもふかさこがのたう、だいじだいひのちかひたのもし」
- 第六番 横瀬村向陽山下雲寺曹洞宗荻野堂 同 聖 (六番へ五丁半)
- 「はつあきのかせふさひすぶをぎのたう、やせかみのよにゆめぞさめける」
- 第七番 横瀬村青苔山牛伏堂曹洞宗保長寺 同 十一面 (八番へ十一丁)
- 「ろくたうをかねてめぐりておぼむべし、またのちのよをさくもうじぶま」
- 第八番 横瀬村清泰山臨濟宗 西善寺 同 十一面 (九番へ十五丁)
- 「たふたのめまことのとさばさいせんじ、またりむかへんみだのさなをん」
- 第九番 横瀬村明星山臨濟宗 明智寺 同 如意輪 (十一番へ廿丁)
- 「めぐりきてそのなをさけはあけちでら、こゝろのつさはくもらざるらん」
- 第十番 横瀬村高松山曹洞宗 大慈寺 同 聖 (十一番へ七丁)
- 「たまたらにたのみをかけたひてら、むつのもちまたのぐにかわるべし」

- 第十一番 大宮町坂氷山天台宗 常樂寺 同 十二面 (十二番へ十丁)
- 「つみどがもさえよといのるさかこほり、あさひはさよでゆふひか、やく」
- 第十二番 大宮町佛道山臨濟宗 野坂寺 同 聖 (十二番へ九丁)
- 「たいのみにくはしきものはのさかでら、いまれもひしれのちのよのみち」
- 第十三番 大宮町旗下山曹洞宗 慈眼寺 同 聖 (十四番へ五丁)
- 「みてにもつばちすのは、きのこりなく、うさよのちりをはたのしたでら」
- 第十四番 大宮町長岳山眞言宗 今宮寺 同 聖 (十五番へ六丁)
- 「ひかじよりたつともしらぬ今みやへ、まいるこ、ろはじやうどなるらん」
- 第十五番 大宮町五葉山内齋藏福曹洞宗少林寺同 十一面大士(十六番へ六丁半)
- 「みどりこのは、そのもりのそうふくじ、ち、もろともにちかひもらすな」
- 第十六番 大宮町無量山眞言宗 西光寺 同 千手 (十七番へ七丁)
- 「さいこうじちかひをひとにたづぬれば、ついのすみかはにしとことさけ」
- 第十七番 大宮町實正山曹洞宗 定林寺 同 十一面 (十八番へ十丁)
- 「あらししをねもひさだめしはやしでら、かねさ、あへすゆめぞさめける」
- 第十八番 大宮町白道山曹洞宗 神門寺 同 聖 (十九番へ十丁)
- 「た、たのめろくをくともにだいじをば、かうとはたちてたすけたまへる」
- 第十九番 大宮町飛淵山曹洞宗 龍石寺 同 千手 (廿番へ九丁)

- 「あめつちをうたかすはせのうらせさじ、まいる人にはりしやうあるべし」
- 第廿番 寺尾村法皇山眞言宗 岩上寺 本尊 聖 (廿番へ六丁)
- 「こけじしろじきてもとまれいはのうへ、たまのうてなもくちはつるみを」
- 第廿一番 寺尾村要光山矢之堂眞言宗観音寺 同 聖 (廿番へ六丁)
- 「あづさゆみいるやのだうにまふてきて、ねがひしのりにわたるうれしさ」
- 第廿二番 寺尾村花臺山童子堂眞言宗榮福寺 同 聖 (廿三番へ十七丁)
- 「どくらくをこ、でみつけてわらべだう、のちのよまでもたのもしきかな」
- 第廿三番 寺尾村小鹿坂山臨濟宗 音楽寺 同 聖 (廿四番へ廿九丁)
- 「おんがくのみこゑなりけるおがさかの、しらべにかよふみねのまつかせ」
- 第廿四番 別所村白山天台宗 寶泉寺 同 聖 (廿五番へ廿四丁)
- 「あまてらすかみのは、そのいろかへて、なをもふりぬるゆきのしらやま」
- 第廿五番 久那村岩屋堂曹洞宗 久昌寺 同 聖 (廿六番へ三十丁)
- 「みなかみはいづくなからんいはわだう、あさひともなくゆふひか、やく」
- 第廿六番 影森村萬松山臨濟宗 圓融寺 同 聖 (廿七番へ十二丁)
- 「たづねいりむすぶしみづのいはやだう、ころのわかをす、がねはなし」
- 第廿七番 影森村月影堂曹洞宗 大淵寺 同 聖 (廿八番へ十三丁)
- 「なつやまやひげさかもとのうゆまでも、ころんだてぬあさのかげも」

- 第廿八番 影森村石龍山曹洞宗 橋立寺 同 馬 頭 (廿九番へ十八丁)
- 「さりのうみたちかさあるはくものなみ、たぐひあらじとわたるはしたて」
- 第廿九番 中川村笹戸山曹洞宗 長泉院 同 聖 (三十番へ二里)
- 「わけのぼりむすぶさ、のどれしひらき、はとけをねがひみこそたのもし」
- 第三十番 白久村深谷山臨濟宗 法雲寺 同 如意輪 (三十一番へ三里)
- 「一しんになむくめんれんととなふれば、じひふかたにのちかひたのもし」
- 第三十一番 飯田村鷲窟山眞言宗 観音院 同 聖 (三十二番へ二里廿丁)
- 「みやまぢをかきわけたづねゆきみれば、わしのいはやにひ、くたきつせ」
- 第三十二番 般若村石船山曹洞宗 法性寺 同 聖 (三十三番へ二里廿丁)
- 「ねがはくははんにやの船にのりをねて、いかなるつみもうかぶとぞさく」
- 第三十三番 下吉田村延命山曹洞宗 菊水寺 同 聖 (三十四番へ二里)
- 「はるやなつふゆもさかりのさくすいじ、あきをなのめにをくるとしつさ」
- 第三十四番 日野澤村日澤山曹洞宗 水潜寺 同 千 手 (三十五番へ二里)
- 「よろづよのねがひをこ、にれさめをく、こけのしたよりいづるみづかな」

○當山より一ばん四まぶ
へ三里○東京へ凡廿里余

2-D-62

三十二

谷川瑞林師講演 門弟某等筆記
○普門品通俗講義

洋假綴美本全一冊
正價八錢郵稅二錢

この本は、若州の大徳瑞林師か、子女の爲に、觀音經の全部を講演せられしを、言文一致の、時流の筆記法にて、平かな文に記載せしものなれば、若し觀世音の深き靈驗、普門品の有難き譯を知らんとせらる方々は、是非共壹本を購求し給ふべし。○三月中出版○五十部以上御求めの節は應分の割引仕候

小關泰法師著 櫻井寛宗師編

○西國三十三所御詠歌假名鈔

半紙本木版全二冊
正價二十五錢郵稅六錢

この本は御詠歌の講譯をくわしく説き又三十三所の縁起靈驗等をも極く詳細に記載したり、僧俗を問はず觀音の信者は必ず一覽なすべき書なり。

明治二十八年一月廿六日印刷
明治二十八年二月一日出版

定價金五錢



編輯兼發行者 愛知縣名古屋市門前町十七番戶 三浦兼助
印刷者 愛知縣名古屋市伏見町三十三番戶 吉田源次郎



016123-000-8

特14-589

觀世音菩薩

三浦 兼助 / 編

M28.2

ABC-1987

